

学校いじめ防止基本方針（富士市立岩松小学校）

1 基本方針の策定にあたって（いじめ防止に関する基本方針）

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの児童にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての児童に向けた対応が求められる。いじめられた児童は心身ともに傷つき、その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた児童や周りの児童は、そのことに気付いたり、理解したりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。学校は、児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること、そして、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育んでいかなければならない。

いじめが発見された場合には、第一にいじめられた児童及び保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添う事が重要である。そして、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が協力し、いじめられた児童への支援はもちろんのこと、いじめた児童や周りの児童への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認し、速やかに対応していくことが求められている。

【いじめの定義】

- ・いじめた児童が、いじめられた児童に対し心理的又は物理的な影響を与える行為
- ・いじめられた児童が、心身の苦痛を感じた行為
- ・いじめられている児童が「いじめ」だと認識していなくても、嫌がらせや無視、陰口等いじめの行為と捉える。

2 学校における組織的な対応について

（1）いじめ問題に取り組む体制の整備

①学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）の設置について

〈通常時の構成員〉

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭

〈緊急時の構成員〉

いじめ防止対策委員＋PTA会長・生活指導部長、スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー、学校評議員、富士警察署サポートセンター
青少年相談所、学校教育課指導主事 等

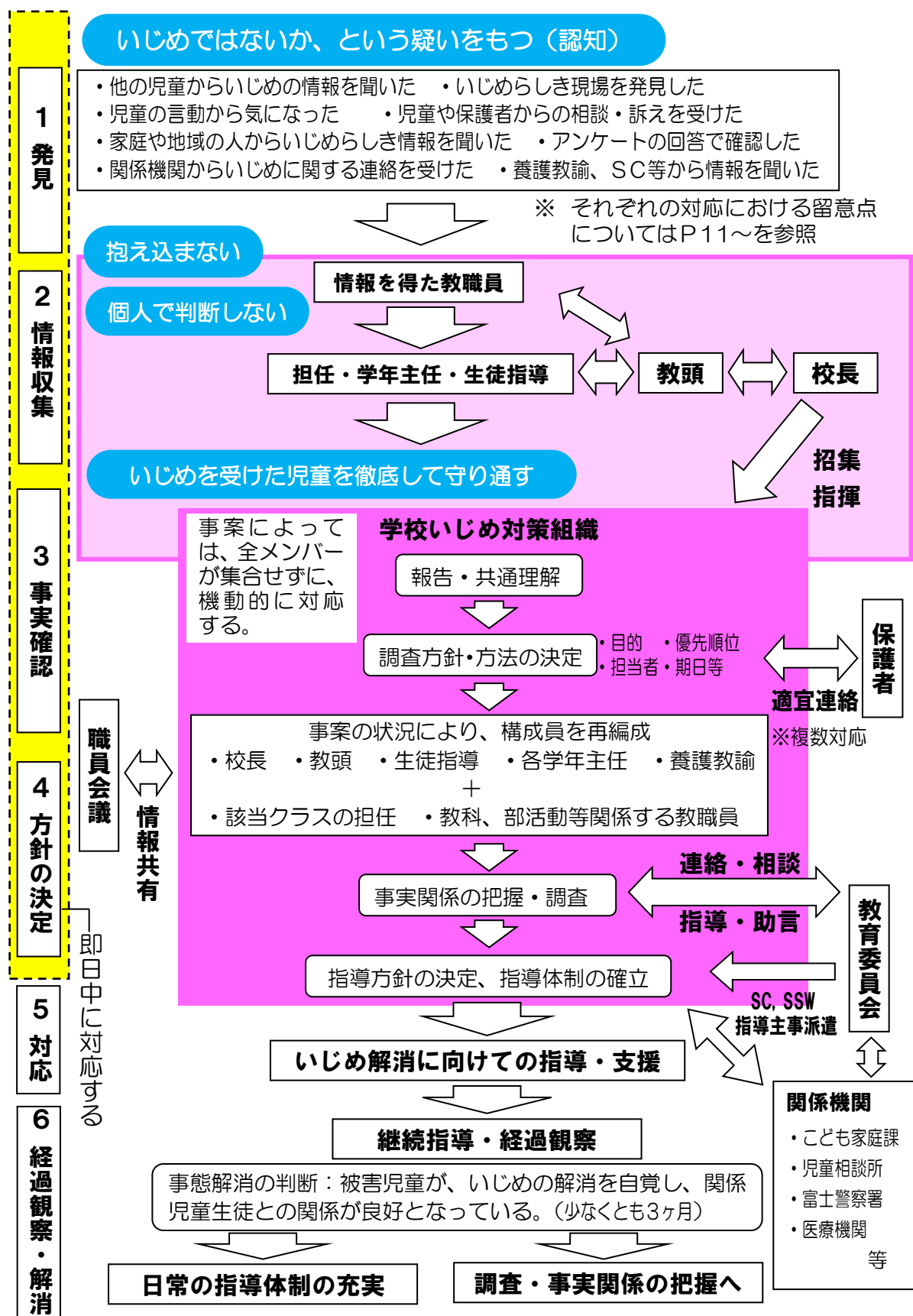
〈実施〉

本人・保護者から訴えがあったときや、いじめアンケートを実施後学級担任が聴き取りした内容をもとに、その都度いじめ防止対策委員会で対策を検討する。

②いじめ防止のための取り組み

- ・学校評価、職員会議、教育相談、校内研修、i-check、静岡県版 SEL（新・人間関係プログラム）の結果から学級や学校の課題を明らかにし、いじめ防止等の改善を図る。

(2)いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ(富士市いじめガイドラインより)



(3)いじめ防止のための年間計画

時期	生活 目標	活動内容	対象		
			児 童	教 職 員	保 護 者
4月	気持ちを よい挨拶を しよう	校内研修（いじめ防止基本方針について） 静岡版SEL（2, 5年） PTA総会（いじめ防止基本方針について） 保護者面談	○	○	○ ○
5月		静岡版SEL（1, 2, 3, 4, 6年） いじめアンケート（1回目）	○ ○	○	
6月		静岡版SEL（1, 3, 5, 6年） 情報モラル教室（1, 2, 3年） i-check 実施1回目（5年）	○ ○ ○	○ ○	
7月		静岡版SEL（4年） 情報モラル教室（4, 5, 6年） 学級懇談会 i-check 研修会	○ ○	○ ○	○
8 9月	ルールを 守ろう	いじめ防止基本方針協議会（夏季休業中） 静岡版SEL（1年）	○	○	
10月		保護者面談 いじめアンケート（2回目） ヤングケアラーアンケート（年1回） 静岡版SEL（2, 3, 4, 5, 6年）	○ ○ ○		○
11月		命と性の授業（3, 4年） i-check 実施2回目（5年） 薬学講座（6年）	○ ○ ○	○	
12月		授業公開	○		○
1月	友だちの 良さを 見付けよう	静岡版SEL（2, 4年）	○		
2月		いじめアンケート（3回目） 学校いじめ防止基本方針の見直し 子育て講演会（新一年生）	○	○	○
3月		学級懇談会			○
年間		※静岡版SEL（1, 3, 5, 6年はどこかの月でもう1回行う） ※教育相談日（毎月第3金曜日実施【年10回】）	○		○

(4) 重大事態への対応

① いじめの重大事態の定義

以下の事案が発生したときには、重大事態と判断し、調査・報告に当たる。

○ 生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 1 号）

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○ 不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 2 号）

- ・ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（欠席日数：年間 30 日を目安）
- ・ 被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

②重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに以下の流れに沿って対応します。

教育委員会への報告

- ・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

- ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合
- イ 欠席期間が30日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
- ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合
- エ 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となっていくか、教育委員会が主体となっていくかの判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合

- ・学校いじめ対策組織に、指導主事、SSW、学校評議員、PTA代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

- ・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

いじめを受けた児童及び保護者への説明・報告



調査対象者及びその保護者への説明・報告



市長及び教育委員への説明・報告等



調査結果を踏まえた必要な措置

学校が調査
主体の場合、
学校が行う

教育委員会が
調査主体の場合、
教育委員会が行う

教育委員会が行う

学校と教育委員会が連携して行う

(いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより)

(5)教育委員会や関係機関との連携

- 重大事態が発生した場合には富士市教育委員会に報告し、指示に従い調査を行う。
- 調査組織が富士市教育委員会の場合は全面協力し、学校の場合は富士市教育委員会指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。
- 調査結果は、富士市教育委員会が市長へ報告すると共に、富士市教育委員会または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた児童及びその保護者に提供する。

3 未然防止

(1)未然防止に向けた取組 「居場所づくり」と「絆づくり」

①自尊感情を高める行事や学習活動・学級活動

仲間や教師、教材や題材、地域の方と対話しながら楽しく学ぶ授業づくりや、互いのよさを認め合う活動を意図的に設ける。また、意図的・計画的に男女で協力する場や目標への達成感を味わえる場を設定し、自尊感情を高める。

②児童が自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動

- 学級活動や児童会活動で、いじめについて考える機会を設ける。
- かりがね活動（縦割り活動）を通して異学年交流を深め、協調したり協力したり、思いやりったりすることで、人とのよりよい関わり方を学ぶ。

③人権教育の推進

- 日頃よりいじめを許さない学級づくり・集団づくり
 - ・「いじめは絶対に許されない」との認識を児童一人一人に徹底する。
 - ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
 - ・教育活動全体を通して人権教育・道徳教育の充実を図り、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- 静岡県版 SEL(新・人間関係プログラム)や i-check の実施
 - ・静岡県版 SEL を実施したり、i-check の結果を生かしたりすることで、児童や学級のよりよい人間関係をつくり、児童の実態を把握する。

④児童を見守る教職員集団づくり

- 学校いじめ防止基本方針を活用した校内研修
 - ・いじめ問題について、全教職員で共通理解を図る。
- 静岡県教育委員会発行の「人権教育の手引き」を活用した校内研修
 - ・いじめへの対応に係る教職員の資質能力や人権感覚の高揚を図る。
- 「チェックリスト」の活用
 - ・いじめ問題への取組に関するチェックポイントを活用し、いじめ防止等の取組に対する自己評価を実施する。
- 特別な配慮が必要な児童についての情報共有
 - ・発達支援委員会やケース会議等を通じて情報を共有し、きめ細やかな支援に努める。

(2) 保護者や地域への働きかけ

○資料提供、相談窓口

- ・保護者会や学級懇談会等で、「いじめ防止啓発保護者向けリーフレット」（富士市教育委員会発行）等の資料を配布し、児童の様子に気を配るように促す。
- ・「教育相談ハロー電話「ともしび」（電話相談）『相談カード』（静岡県総合教育センター）、「子ども人権 110 番」（静岡県方法務局）、「いのちの電話相談カード」（社会福祉法人静岡いのちの電話）、「24 時間子供 SOS ダイアル」（文部科学省）、「ほっとデジタル相談・ふじ」（GIGA タブレット L-Gate 内リンク）を全家庭に配付するなどして、学校以外の相談窓口も紹介する。

○保護者との連携

- ・「学校だより」や「学校ホームページ」等を利用して、本基本方針や児童の表れ等の情報を発信し、保護者の理解と協力を得る。
- ・学級懇談会や保護者面談を行い、保護者との情報共有に努める。
- ・授業参観日や学校行事を設け、保護者が児童の様子を観察し情報を得る。
- ・保護者は日頃から児童の様子に目を配り、いじめに関する情報を得たときには、学校に直ちに連絡をするように協力を得る。
- ・年 1 回「子育て講演会」を実施する。（新 1 年生入学説明会）

○PTA 役員会での報告、PTA 総会での周知

- ・PTA 役員会で学校の様子を話したり、PTA 総会で学校の方針を説明したりす。

○地域ボランティアとの連携

- ・朝の登校状況で気になること（いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合）を連絡していただく。

4 早期発見

(1)「いじめは見えにくい」の視点に立って

いじめの発見にあたっては、以下の視点で対応したい。

- いじめは、目に付きにくい時間や場所を選んで行われる。
- いじめられている本人からの訴えは少ない。
- ネット上のいじめは見えにくいため、保護者との連携を密にする。

(2)早期発見のための手立て

①日々の観察

- 日常の児童の見守りと信頼関係の構築に努める。
- 学級担任だけでなく、全教職員が、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

②個人ノートや生活ノート、班ノート

- 個人ノートや生活ノート、班ノートでのコメントのやりとりを通して、児童との信頼関係をつくる。

③教育相談

- 第3金曜日の放課後を教育相談日に位置付け、児童からの情報収集や、児童や保護者との教育相談を実施する。

④アンケートの実施

- 全児童を対象に年3回(6月・10月・1月)実施する。
- 実施後集計し、学級担任による気になる児童の聞き取り後、集計結果を基にいじめ防止対策委員会で、対策を検討する。
- いじめの有無にかかわらず、必ず実施し、児童理解に努める。

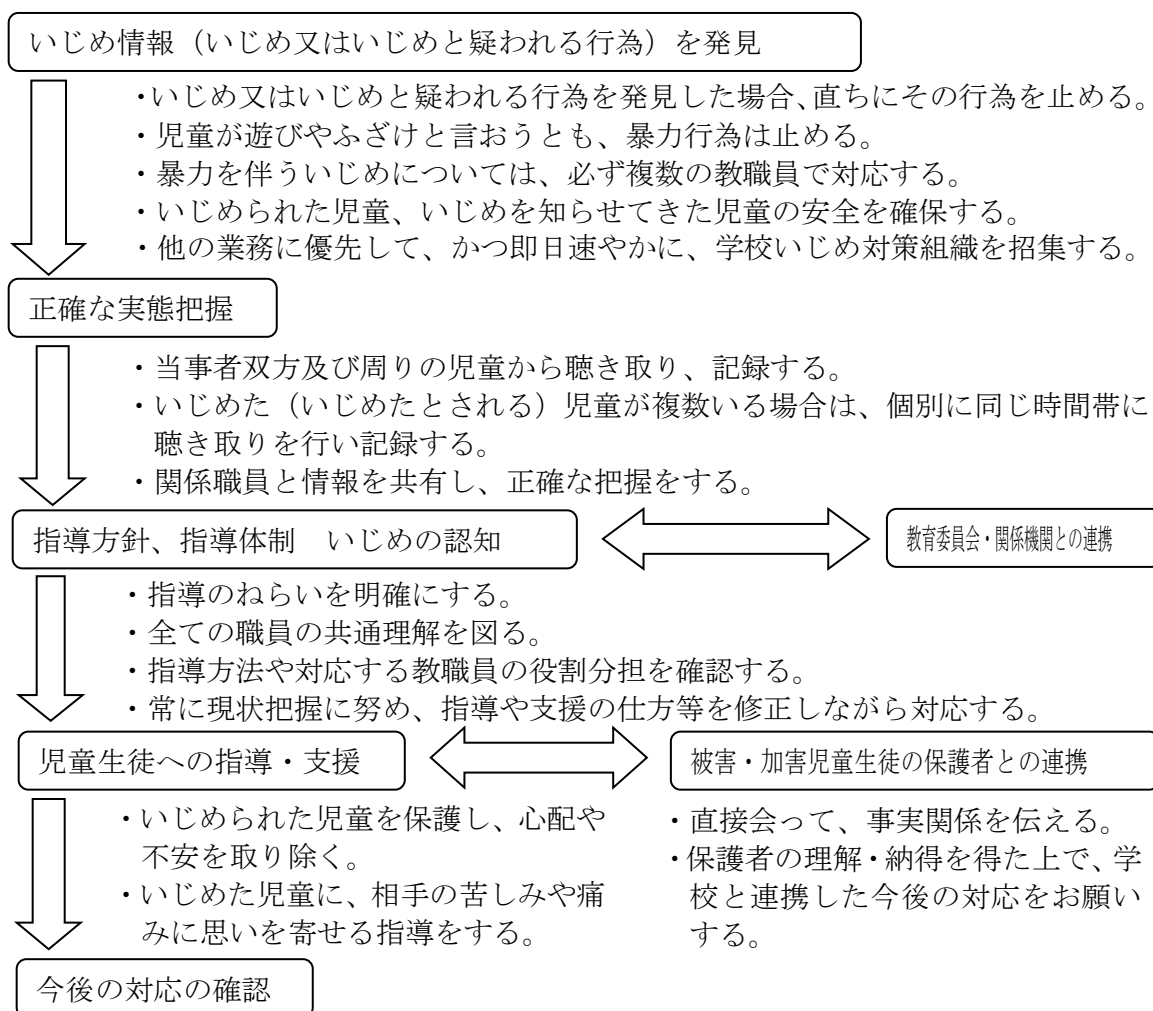
(3)相談しやすい環境づくり

- 担任に何でも相談することができるように、児童との温かい人間関係、信頼関係を築く。
- 心の教室相談員による教育相談を実施する。
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理・福祉に関する専門家の協力を得て、児童観察をしてもらったり、相談にのってもらったりする。

5 早期対応

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行います。学校いじめ対策組織で決められた手順に沿って、迅速かつ丁寧な対応を行っていきます。

(1) いじめ対応（当日）の基本的な流れ（富士市いじめガイドラインより）



(2)いじめの発見・通報を受けたときの対応

①いじめられている児童・いじめの情報を伝えた児童の安全確保

- 事実関係を聞き取る際には、いじめられている児童にも責任があるという考え方はもたず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- 児童や保護者には、徹底して仕返しや報酬から守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、安心して教育が受けられるように、必要に応じて、いじめを行った児童といじめを受けた児童が使用する教室以外で学習を行わせる等の措置をとる。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ、必要な支援を行う。

②事実の確認と情報の共有

- いじめの情報を受けた場合は、直ちにいじめ防止対策委員会を開く。また、いじめアンケート実施後は、情報がなかった場合でも開き、いじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報を収集し、教職員間での情報の共有を図る。
- いじめが確認された場合は、いじめ防止対策委員会が中心となり、組織的ないじめ対応イメージを共有する。

(3)いじめた児童への指導とその保護者への対応

①児童への指導・支援

- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

②保護者への対応

- 事実関係の聞き取り後、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得る。
- 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③周りの児童に対して

- おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりすることは、いじめ問題を解決することにならない、助長することであることを理解させ、自分の問題として捉えさせる。
- 必要に応じて、臨時の学級会や集会等を開き、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をもてるようにする。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS 等に応答し書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

(2) 未然防止

- 学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図る。
- スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催する。
- 懇談会や便りで、子どもが正しく情報機器を使用できるように、家庭内で使い方について話し合い、ルールを作ることを呼び掛ける。

(3) 早期発見・早期対応

① 事実を把握する

- 被害にあった児童や関係している児童から詳細を聴き取り、事実確認を行う。
- 心当たりのない画像や動画が勝手に Web 上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育指導員等の協力を得て、掲載情報を確認する。
- 書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷する。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影をする。
- 被害にあった児童と書き込み等を行った児童の保護者に直接書き込みの内容、画像等を見せ、事実確認をさせる。

② 書き込み削除を迅速に行う

- 書き込み等を行った児童が書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらう。
- インターネット上の不適切な書き込みについては、速やかに削除する措置をとる。
(サイトの管理者や依頼)

7 いじめの解消

本校のいじめ解消の定義を以下のものとする。

- いじめられている児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じ行われるもの含む。）が止んでいる状態が3か月以上の期間継続していること。
 - いじめられている児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめが解消しているかどうかを判断する際は、いじめられた児童及びその保護者と面談等を行い、確認する。なお、いじめが解消に至っていない場合は、いじめられている児童の安心・安全を確保する。